

令和5年第13回各務原市教育委員会会議録

日時 令和5年12月5日（火）
午後3時00分開会
午後4時00分閉会
場所 産業文化センター7階第1大会議室

1 出席委員

教育長 加藤 壽志、委員 大堀 憲、委員 和智 陽子、委員 林 ゆり、
委員 小島 聡太郎

2 出席職員

（教育委員会事務局）

事務局長 横山 直樹、参与兼教育施設整備推進室長 牧田 洋之、総務課長 足立 勉、
学校施設課長 嶽 翁輔、学校教育課長 林 健司、青少年教育課長 三輪 史子、
文化財課長 西村 勝広、スポーツ課長 河瀬 憲政

3 会議の書記

教育委員会事務局総務課主幹 小川 大介、教育委員会事務局総務課主事 砂川 雄哉

4 会議に付した案件

議第42号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事（令和
5年度教育費の補正予算について）

議第43号 人事に関する事

5 開会

教育長より、開会を宣言。

6 議事の概要

(1) 議決事項

教 育 長 本日の議案中、議第42号は、議会の議決を経るべき事件の議案についての
意見の申出に関する事に該当するため、議第43号は、任免、賞罰等職員
の身分取扱いその他人事に関する事に該当するため、非公開としたいと思
います。

教 育 長 非公開とすることに異議はありませんか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 では、当該案件については非公開とします。

議第42号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事（令和5年
度教育費の補正予算について）

教 育 長 議第42号を議題とします。担当課長の説明を求めます。
総務課長 (議第42号 令和5年度教育費の補正予算について、資料により説明。)
教 育 長 新総合体育館・総合運動防災公園整備に関して、補足をお願いします。
教育施設整備推進室長 これまでも、新総合体育館・総合運動防災公園整備事業について、各段階で報告してまいりました。民間活力を導入してよいのかどうか、導入可能性調査という業務委託をしていることをご報告しておりましたが、その中で、VFM (Value For Money) と呼ばれる算定をしていたのですが、その結果として、現段階における試算をすると、従来手法で発注した時よりも、約5億円(3.3%)の財政負担が軽減できるという算定結果が出ました。そういった結果を新総合体育館建設調査特別委員会の場で、中間報告として報告したところ、議会としては、経済的な負担軽減や民間の優れた提案事業でより市民サービスが向上する等のメリットを考えると、民間活力を用いた事業スキームを採用すべきということで要望議決が出されました。それが、11月28日に議会で可決されました。一方で、市としても、今回の事業については、従来手法ではなく、民間活力を導入すべきであると11月29日に意思決定したところです。この件については、令和4年度に公表した基本計画の中で、民間活力導入について検討を進めるという方向性を示していましたので、それが具現化したという形になります。市議会に対しては、12月8日に召集される調査特別委員会で、改めて報告しますが、決定した事業スキームとしては、設計、建設工事、維持管理運営を一括して、一つの民間事業者チームにお任せすること、更に、今後整備する新総合体育館・総合運動防災公園に加え、既存の各務原スポーツ広場公園の維持管理運営も含めることとしています。なお、維持管理運営を依頼する期間としては、施設完成後、20年間程度を見込んでいます。事業の方式としては、専門用語でいうと、PFI (Private Finance Initiative) のBTO (Build Transfer and Operate) 方式一括払い型で、施設整備費は分割割賦払いではなく、施設の整備後に一括で支払うということが一番市にとって有利であったので、この方式を採用しました。また、計画段階で示しておりました、にぎわいを創出するためのカフェや物販店、コンビニ施設も欲しいということでしたが、始めから市が具体的に指定するのではなく、民間事業者を募集する時の事業者の提案によるものとする方向性が決まりました。改めて申し上げますが、PFI手法による事業費は、建設に係る費用として、税込で約107億円を見込んでいます。なお、用地買収、農地一次造成に関して市が負担する費用は約14億円程度です。これを合わせると、約121億円になります。1年前に従来手法での総事業費は約120億円と試算されていたため、若干増額したことになります。また、PFI事業としての事業費は、1年間2.2億円程度の維持管理費の20年分で44億円が含まれますので、合わせると総負担額は約151億円になります。今後については、追加上程の補正予算が可決されれば、業務委託の事務手続きに入ります。その次に、令和6年6月頃にPFI法に基づく実施方式の発表を行い、その後、施設の整備から完成後20年間までの債務負担行為について、議会の議決を得たいと考えています。その後、民間事業者に特定事業の選定ということで、募集を正式に開始します。このPFI事業ですが、この規

模のものは、岐阜県内の地方公共団体としては、最大規模となります。大規模事業ですのでチームを選定するまでの期間は、1年近くかかります。厳正なる審査の後、PFI事業として契約できるのは令和7年秋頃になると考えております。

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

大 堀 委 員 万一その会社が破綻した場合の補償はあるのでしょうか。

教育施設整備推進室長

議会の要望議決の中にもあるのですが、民間事業者がもし破綻したことを考えると心配であるという声があります。我々が考えているのは、例えばA建設、B設計事務所、C運営スポーツといった個別の会社の経営状態に関係なく事業を進めるため、それぞれの会社に出資していただき、特別な法人を作り、法人登記をします。この特別な法人、SPC、特別目的会社を立ち上げるので、個々の会社に起因する倒産からは隔離ができるというのが、まず1点メリットとなります。また、そもそもSPCそのものに利益が無くなり、SPCそのものが経営難に陥るリスクはないのかという指摘があります。これについては、九州でそういった事例がありました。これは、サービス対価として行政が支払う金額に関し、SPC側が見込む利益について、試算に間違いがありまして、初年度から6,000万円の赤字が発生したという事例のようです。我々としては、こういったことが無いように、相手方と契約するときは、サービス対価は行政が責任を持って支払うことについて、運用方法の検討を進めています。20年以上にわたるPFI事業期間における総事業費は、約151億円という数値を述べましたが、107億円というイニシャルコストは施設が整備された時点でお金を支払います。また、その後20年間の維持管理運営に伴うサービス対価は、各年度に払っていきますので、もしインフレスライドのような条件が変わった場合には、協議の上で、適切に支払っていきます。逆に、市民サービスが当初の契約より悪化した場合、ペナルティとして支払う金額を減らすこともできます。そういったことを専門的な観点から、しっかりした契約仕様書を作成することや業者を選定するためにも、プロのアドバイザー契約が必要になってくるため、今後アドバイザー契約する相手をしっかりと見極めるためにも、大学の先生にもお願いしながら、審査をしてみたいです。

教 育 長 他に質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第42号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第42号を原案通り承認いたします。

議第43号 人事に関すること

(内容非公開)

7 閉会

教育長より、閉会を宣言。